

東京海区におけるうみがめの採捕の制限の委員会指示

1 指示事項

うみがめの採捕の制限

2 指示を行った背景等

うみがめ資源の保護等の高まりに対応するため、一定の管理体制の下で採捕頭数、漁業者数等を把握し、指導する必要性が生じたため。

3 指示開始年

平成2年 (第176回東京都島部海区漁業調整委員会)

同上 (第61回小笠原海区漁業調整委員会)

平成16年 東京海区漁業調整委員会に承継

平成27年 東京都漁業調整規則の改正により「あおうみがめ」の委員会承認を許可漁業に移行

4 有効期間

1年間（毎年更新）

〔令和6年4月1日～令和7年3月31日まで〕

5 対象魚種

あかうみがめ、たいまい

6 主たる内容

承認制の実施

7 指示の内容

東京海区（東京都内湾海域を除く。）において、委員会の承認を受けずにうみがめの採捕を行うことを禁止する。

承認の対象となる者は、①試験・研究に供する者、②増殖の用に供する者、③委員会が特に認めた者、であるが、③で承認を受けた者であっても、「雌がめ」の採捕を禁止する。

承認を受けた者が採捕を行う際には、承認書を所持するとともに、採捕終了後30日以内に採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

なお、資源保護上必要があると委員会が認めた場合は、承認を取り消すことができる。

東京漁調指示第1号（案）

東京海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年 月 日（公報登載日）

東京海区漁業調整委員会

会 長 有 元 貴 文

（採捕の制限）

- 1 東京海区（東京都内湾海域を除く。）において、うみがめ科のあかうみがめ（卵を含む。）及びたいまい（卵を含む。）（以下これらを「うみがめ」という。）を採捕してはならない。

ただし、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の採捕の承認を受けた者については、この限りでない。

（採捕の承認）

- 2 うみがめの採捕をしようとする者は、次のとおり委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 承認の対象となる者

承認の対象となる者は、採捕の目的が次のいずれかに該当する者でなければならない。

- ア 試験又は研究の用に供する者
- イ 増殖の用に供する者
- ウ 委員会が特に認めた者

- (2) 雌がめの採捕禁止

(1)ウにより承認を受けた者であっても、雌がめは採捕してはならない。

- (3) 承認書の携帯

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕の際、委員会が交付した承認書を所持しなければならない。

- (4) 採捕報告書の提出義務

うみがめの採捕の承認を受けた者は、採捕終了後30日以内に、採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

- (5) 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

- (6) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

（指示の有効期間）

- 3 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

注） _____ 変更箇所